

令和 5 年第 3 回都城市議会定例会（9 月）

（議案第 81 号～第 111 号）



令和5年第3回都城市議会定例会付議事件名表（9月）

種類	番号	件名	頁
議案	81	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	82	都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	83	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	84	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	85	都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	86	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案	87	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案	88	都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案	89	令和5年度都城市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案	90	令和5年度都城市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案	91	令和5年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	92	令和5年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	93	令和5年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	94	令和5年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	95	令和5年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	96	令和4年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	71
議案	97	令和4年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	73
議案	98	令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	75

種類	番号	件名	頁
議案	99	令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
議案	100	令和4年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	79
議案	101	令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	81
議案	102	令和4年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	83
議案	103	令和4年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
議案	104	令和4年度都城市水道事業会計決算の認定について	87
議案	105	令和4年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について	89
議案	106	令和4年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について	91
議案	107	令和4年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	93
議案	108	令和4年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	95
議案	109	議決事項の変更について	97
議案	110	令和4年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	103
議案	111	議決事項の変更について	105

議案第81号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～19 (略)	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略)	<u>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略)
	<u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を</u>

<u>12</u> (略)	<u>提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>
<u>13</u> (略)	<u>13</u> (略) <u>14</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の附則第10条の2の規定は、令和6年度以後の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

**議案第81号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：総務部 資産税課】**

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和6年1月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>令和5年度税制改正により、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンションなど、一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年分の建物に係る固定資産税の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションの家屋に係る固定資産税額から減額するものとされた。</p> <p>本市において対象となる築20年以上を経過し、かつ10戸以上の戸数のマンションは7棟あり、戸数は計309戸となるが、特段考慮すべき事情もないことから、減額割合は参照基準と同じ3分の1と定めるもの。【附則第10条の2】</p> <p>また、この減額の適用を受けようとする者がすべき申告についても追加で規定するもの。【附則第10条の3】</p>			
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号 他			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第82号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



## 都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする <u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）</u> に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする <u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）</u> にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u>	(1)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 <u>次に掲げるものにあっては、この限りでない。</u>  ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> イ <u>分離型のものにあっては、充電ポスト</u>
(2) <u>筐体</u> は、不燃性の金属材料で造ること。	(2) <u>筐体</u> は、不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u>

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) (略)

(18) (略)

(3)～(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポートに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。）

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

#### 6・7 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第3備考第6号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号にお

合するものとしなければならない。）

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

#### 6・7 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第2備考第6号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号にお

いて「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第3備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

(略)

(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不

いて「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第2備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

(略)

(2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第2で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不

<p>燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略) (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 再生資源燃料（別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第3備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略) (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 再生資源燃料（別表第2備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第2備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>
--	--

(3) 編花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な屏を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア (略)

イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固化化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固化化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体

(3) 編花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第2で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な屏を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ 別表第2に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア (略)

イ 別表第2で定める数量の100倍以上の廃棄物固化化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 別表第2で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固化化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体

類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

(タンクの水張検査等)

第47条 (略)

2 前項に規定するタンクの水張検査又は水圧検査を実施した場合の手数料の額は、別表第4のとおりとする。

別表第2 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第3 (第33条、第34条、第34条の2、第46条関係)

(略)

別表第4 (第47条関係)

類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第2で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

(タンクの水張検査等)

第47条 (略)

2 前項に規定するタンクの水張検査又は水圧検査を実施した場合の手数料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第2 (第33条、第34条、第34条の2、第46条関係)

(略)

別表第3 (第47条関係)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の都城市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 議案第82号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局 予防課】

条例名	都城市火災予防条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	公布の日（一部令和5年10月1日）	制定年月	平成18年1月			
制定改廃の目的・背景	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>●急速充電設備に関する事項【第11条の2】</p> <p>1 緊急充電設備の定義について</p> <p>急速充電設備の充電対象について、全出力の上限を撤廃した。また、コネクターを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストも含むこととした。</p> <p>2 充電ポストの取扱いに関する事項</p> <p>以下の規定については充電ポストには適用しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと。</li> <li>・屋外に設けるものにあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。</li> </ul> <p>3 緊急停止装置について</p> <p>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととした。</p> <p>4 蓄電池について</p> <p>主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととした。また、分離型の急速充電設備にあっては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととした。</p> <p>●喫煙等に関する事項【第23条】</p> <p>「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないこととした。</p>					
関係する法令及びその条項	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第20号、第10条第13号、第16条第4号、第16条第9号、第16条第10号、第16条第11号他					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第83号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



## 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第24条 (略) 2 前項の賦課期日後に納稅義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納稅義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって算定した第3条第1項の額を課する。	(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第24条 (略) 2 前項の賦課期日後に納稅義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納稅義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって算定した第3条第1項の額を課する。
3～8 (略) (保険税の減免) 第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認める者に対し保険税を減額し、又は免除することができる。 <u>(1) 都城市税条例（平成18年条例第99号）及び都城市税減免の基準に関する規則（平成18年規則第73号）の規定により、当該世帯主及びその世帯に属する被保険者の市民税又は固定資産税を減額し、又は免除された者</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 災害その他特別な事情がある者</u> <u>(4) (略)</u>	3～8 (略) (保険税の減免) 第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し保険税を減額し、又は免除することができる。 <u>(1) 災害その他特別な事情がある者</u>  <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 前3号に掲げる者のほか、特別の事由がある者</u>
2 <u>前項第1号に規定する者に対しては、当該市民税又は固定資産税の減免率に準じて減額し、又は免除する。</u>	

3 市長は、第1項第4号に規定する者に対して、次に掲げる減免を行うものとする。

- (1) 所得割額及び資産割額の全額を免除
- (2) 均等割額の5割相当額を減額（7割軽減対象者、5割軽減対象者及び2割軽減対象者を除く。）
- (3) 均等割額の3割相当額を減額（2割軽減対象者に限る。）
- (4) 平等割額の5割相当額を減額（7割軽減対象者、5割軽減対象者及び2割軽減対象者又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯をいう。以下同じ。）を除く。）。ただし、第1項第4号に該当する者のみで構成される世帯に限る。
- (5) 平等割額の3割相当額を減額（2割軽減対象者に限る。）。ただし、第1項第4号に該当する者のみで構成される世帯に限る。
- (6) 平等割の2.5割相当額を減額（特定継続世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。）に限る。）。ただし、第1項第4号に該当する者のみで構成される世帯に限る。
- (7) 平等割額の1割相当額を減額（特定継続世帯で2割軽減対象者に限る。）。ただし、第1項第4号に該当する者のみで構成される世帯に限る。

4 第1項の規定により保険税の減免を受けようとする者は、当該事由発生後20日以内に次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1項第1号については市民税又は固定資産税の減免申請書を、第1項第4号については国民健康保険取得届をもって申請があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定により保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同項第3号については国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第3条に規定する資格取得の届出をもって申請があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

3 前項による申請は、納期限までに行わなければならない。た

5 (略)

6 市長は、第1項第4号に規定する者が転出する場合は、規則で定める連絡票を発行しなければならない。

7 (略)

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、保険税の賦課徴収に関する必要な事項は、都城市税条例の定めるところによる。

#### 附 則

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

17 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第4号による保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「該当する者」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年8月1日以後に発生した災害について適用する。

だし、災害その他特別な事情があることにより、納期限までに申請を行うことが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

4 (略)

5 (略)

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、保険税の賦課徴収に関する必要な事項は、都城市税条例（平成18年条例第99号）の定めるところによる。

#### 附 則

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

17 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第3号による保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「該当する者」とする。



## 議案第83号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日（令和5年8月1日以後に発生した災害について適用）	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	<p>現行の条例で国保税の減免対象者として「災害その他特別な事情がある者」を規定しているが、明確な基準がなく、市民税等の減免基準に基づいて減免するので、非課税世帯や資産のない者はそもそも市民税等の減免対象とならず、災害に伴う国保税の減免を受けることができない。</p> <p>これを踏まえ、市民税等の課税状況にかかわらず災害に伴う国保税の減免を受けることができるよう、都城市国民健康保険税減免の基準に関する規則に新たに減免基準を設けるため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p><b>【主な改正点】</b></p> <p>○第28条第1項中、第1号を削り、第3号を第1号、第4号を第3号とし、第4号に「前3号に掲げる者のほか、特別の事由がある者」を追加。</p> <p>○第28条第2項及び第3項を削る。</p> <p><u>※第28条第3項で定めていた基準については、都城市国民健康保険税減免の基準に関する規則に設ける。</u></p> <p>○第28条第4項を第2項とし、「当該事由発生後20日以内に次の各号」を「次」に改める。また、同条第3項に「前項による申請は、納期限までに行わなければならない。ただし、災害その他特別な事情があることにより、納期限までに申請を行うことが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。」の規定を追加。</p> <p><u>※令和4年の台風14号で被災した被保険者が生活再建などを優先し、条例に規定している期限内に申請できなかったことを踏まえ、申請期限を改めるもの。</u></p> <p>○その他、項ずれや文言の修正等を行う。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市国民健康保険税減免の基準に関する規則（平成18年規則第150号）		
備考			



議案第84号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



## 都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保険料の徴収猶予) 第9条 (略) 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、 <u>納期限までに</u> 、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。  (1)～(3) (略) (保険料の減免) 第10条 (略) 2 前項 <u>第1号から第4号</u> の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については <u>納期限前7日までに</u> 、特別徴収の方法により <u>保険料を徴収されている者</u> については <u>特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに</u> 、前項第5号に該当する者については <u>当該年度の8月1日から翌年度の4月末日までに</u> 、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。  (1)～(3) (略) 3 (略)	(保険料の徴収猶予) 第9条 (略) 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、 <u>都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則</u> （平成18年規則第305号）で定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。  (1)～(3) (略) (保険料の減免) 第10条 (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、 <u>都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則</u> で定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。  (1)～(3) (略) 3 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市介護保険条例の規定は、令和5年8月1日以後に発生した災害について適用する。



**議案第 84 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部 介護保険課】**

条例名	都城市介護保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日（令和 5 年 8 月 1 日以後に発生した災害について適用）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	令和 4 年の台風 14 号により住宅、家財その他の財産等に著しい損害を受けた被保険者が生活再建を優先し、介護保険料の徴収猶予及び減免申請について、条例に規定された期限内に申請を行うことが困難な状況であったことから、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p><b>【主な改正点】</b></p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 9 条第 2 項の保険料の徴収猶予について、申請期限である「納期限まで」を「都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則（平成 18 年規則第 305 号）で定める期日まで」に改める。</li> </ul> <p>(保険料の減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 10 条第 2 項の保険料の減免について、申請期限である「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 15 日までに、前項第 5 号に該当する者については当該年度の 8 月 1 日から翌年度の 4 月末日まで」を「都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則で定める期日まで」に改める。</li> </ul> <p><u>※災害で被害を受けた場合における保険料の徴収猶予及び減免の中請期限を柔軟に対応できるよう、併せて都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則の改正を行う。</u></p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則（平成 18 年規則第 305 号）		
備考			



議案第85号

都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田 宣永



## 都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

都城市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>都城市子ども・子育て会議条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、都城市子ども・子育て会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するに当たり必要な審議を行わせるため、都城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>都城市こどもまんなか会議条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>都城市こどもまんなか会議</u>の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置及び所掌事務)</p> <p>第2条 次項に規定する所掌事務を執行し、こども施策を総合的に推進するため、次に掲げる機関等として、都城市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>こども基本法</u>（令和4年法律第77号）第13条第3項に規定する協議会</p> <p>(2) <u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する審議会その他の合議制の機関</p> <p>(3) <u>子ども・若者育成支援推進法</u>（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会</p> <p>(4) <u>次世代育成支援対策推進法</u>（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会</p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関</p> <p>2 <u>こどもまんなか会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>こども基本法</u>第13条第2項に規定する事項を協議すること。</p>

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) (略)

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関すると市長が認めた団体の代表者又はその指名する者

(3) (略)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 (略)

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により

(2) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。

(3) 子ども・若者育成支援推進法第20条に規定する支援の内容について協議すること。

(4) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議すること。

(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第5条に基づく母子保健事業の効果的な実施及び母子保健対策の在り方等について協議すること。

(6) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に規定する総合的な取組について協議すること。

(7) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項を処理すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 こどもまんなか会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) (略)

(2) 前条第2項各号に掲げる事項を処理する上で必要と市長が認めた団体の代表者又はその指名する者

(3) (略)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 (略)

(会長及び副会長)

第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長を置き、委員の互

これを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 (略)

(部会の設置)

第7条 法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するに当たり、必要に応じて子育て会議に部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども部において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

選によりこれを定める。

2 会長は、こどもまんなか会議を代表し、会務を総理する。

3 (略)

(部会の設置)

第7条 第2条第2項各号に掲げる事項を処理するに当たり、必要に応じてこどもまんなか会議に部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 こどもまんなか会議の庶務は、こども部において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「子ども・子育て会議委員」を「こどもまんなか会議委員」に改める。



## 議案第85号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部 こども政策課】

条例名	都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日		制定年月	平成25年6月
制定改廃の目的・背景	こども基本法の施行に伴い、こども施策を総合的に推進する「こどもまんなか会議」を設置するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市子ども・子育て会議条例を都城市こどもまんなか会議条例へと改正する。</p> <p>(1) こどもまんなか会議の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①こども基本法第13条第2項に規定する事項の協議</li> <li>②児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項の調査審議</li> <li>③子ども・若者育成支援推進法第20条に規定する支援の内容についての協議</li> <li>④次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置についての協議</li> <li>⑤母子保健法第5条に基づく母子保健事業の効果的な実施及び母子保健対策の在り方等についての協議</li> <li>⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律第2条に規定する総合的な取組についての協議</li> <li>⑦子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項を処理</li> <li>⑧そのほか、市長が特に必要と認めること</li> </ul> <p>(2) こどもまんなか会議の委員</p> <p>委員は25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験のある者</li> <li>・所掌事務を処理する上で必要と市長が認めた団体の代表者又はその指名する者</li> <li>・そのほか、市長が必要と認める者</li> </ul> <p>(3) 部会の設置</p> <p>上記所掌事務を処理するに当たり、必要に応じてこどもまんなか会議に部会を設置することができる。</p>			
関係する法令及びその条項	<p>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項</p> <p>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条</p> <p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）第5条</p> <p>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項</p>			
制定改廃を要する関係条例等	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）			
備考				



議案第86号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



## 都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)									
都原	(略)				都原	(略)			
	都城市都原町26番地1	昭和48	(略)	<u>28</u>		都城市都原町26番地1	昭和48	(略)	<u>18</u>
		昭和49	(略)	<u>24</u>		昭和49	(略)		<u>8</u>
	(略)					(略)			
(略)					(略)				

## 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。



**議案第 86 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：土木部 住宅施設課】**

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例																																											
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																																											
施行予定日	令和 5 年 10 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																																									
制定改廃の目的・背景	都城市営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅集約化事業に伴い、都原団地の一部を解体撤去するため、所要の改正を行うもの。																																											
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>別表第 1 の表中、都原団地の戸数を以下のとおり改正する。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <tr> <td>都原</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都城市都原町 26 番地 1</td> <td>昭和 48</td> <td>簡易耐火平屋建</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>昭和 49</td> <td>簡易耐火平屋建</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <tr> <td>都原</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都城市都原町 26 番地 1</td> <td>昭和 48</td> <td>簡易耐火平屋建</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>昭和 49</td> <td>簡易耐火平屋建</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				都原	(略)					都城市都原町 26 番地 1	昭和 48	簡易耐火平屋建	28			昭和 49	簡易耐火平屋建	24		(略)				都原	(略)					都城市都原町 26 番地 1	昭和 48	簡易耐火平屋建	18			昭和 49	簡易耐火平屋建	8		(略)			
都原	(略)																																											
	都城市都原町 26 番地 1	昭和 48	簡易耐火平屋建	28																																								
		昭和 49	簡易耐火平屋建	24																																								
	(略)																																											
都原	(略)																																											
	都城市都原町 26 番地 1	昭和 48	簡易耐火平屋建	18																																								
		昭和 49	簡易耐火平屋建	8																																								
	(略)																																											
関係する法令及びその条項	なし																																											
制定改廃を要する関係条例等	なし																																											
備考																																												



議案第87号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(利用時間及び休園日)</p> <p>第8条 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市南部ふれあい広場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	休園日	(略)			都城市南部ふれあい広場	(略)	(略)	<p>(利用時間及び休園日)</p> <p>第8条 別表第2第1号から第8号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市南部ふれあい広場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関之尾公園</td> <td>緑の村</td> <td>コテージ</td> <td>利用初日の午後 1時から利用最終日の午前11時まで</td> <td>水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日。</td> </tr> <tr> <td>トレーラーハウス</td> <td></td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レンタサイクル</td> <td></td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	休園日	(略)			都城市南部ふれあい広場	(略)	(略)	関之尾公園	緑の村	コテージ	利用初日の午後 1時から利用最終日の午前11時まで	水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日。	トレーラーハウス		同上			レンタサイクル		午前10時から午後5時まで			プール		午前10時から午後5時まで		
区分	利用時間	休園日																																					
(略)																																							
都城市南部ふれあい広場	(略)	(略)																																					
区分	利用時間	休園日																																					
(略)																																							
都城市南部ふれあい広場	(略)	(略)																																					
関之尾公園	緑の村	コテージ	利用初日の午後 1時から利用最終日の午前11時まで	水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日。																																			
トレーラーハウス		同上																																					
レンタサイクル		午前10時から午後5時まで																																					
プール		午前10時から午後5時まで																																					

(略)

- 2 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、

後 5 時まで	月 1 日から 7 月 19 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1 月 1 日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日。
---------	--

北 前 キ ヤ ン ブ 場	キャンプ サイト (区画サ イト、フ リーサイ ト)	宿泊	利用初日 の午後 1 時から利 用最終日 の午前 11 時まで	水曜日並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1 月 1 日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日。
			デイキ ヤンプ から午後 4 時まで	民の休日（1 月 1 日を除く。） に当たるときは、 その日以後 において最も 近い休日でない 日。

(略)

- 2 別表第2第1号から第8号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、

市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分	利用時間	休園日
(略)		
都城市南部ふ れあい広場	(略)	(略)

(行為の禁止)

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) たき火等その他公園等に危険を及ぼすおそれのある行為  
をすること。ただし、青井岳キャンプ場の許可された区域に  
ついては、この限りではない。

(10)・(11) (略)

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以  
下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第3項 (前条においてこれらの規定を

市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分	利用時間	休園日
(略)		
都城市南部ふ れあい広場	(略)	(略)
関之尾公園	ちびっこ 広 場	午前10時から午 後5時まで

(行為の禁止)

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) たき火等その他公園等に危険を及ぼすおそれのある行為  
をすること。ただし、関之尾公園及び青井岳キャンプ場の許  
可された区域については、この限りでない。

(10)・(11) (略)

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以  
下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各

準用する場合を含む。) の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(2) 第13条 (前条において準用する場合を含む。) の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第17条第 1 項各号 (前条において準用する場合を含む。) の規定による市長の命令に違反した者

2 (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
(略)	
折田代農村広場	都城市吉之元町5316番 8
(略)	

別表第 2 (第 8 条関係)

(1) 市民広場、山田第 2 運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

(略)

備考

1・2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む (第 5 号及び第 6 号において同じ。)。

(2)～(6) (略)

(7) 青井岳キャンプ場

(略)

号に掲げる行為をした者

(2) 第13条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第17条第 1 項各号の規定による市長の命令に違反した者

2 (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
(略)	
折田代農村広場	都城市吉之元町5316番 8
関之尾公園	緑の村
	都城市関之尾町6615番 2
	関之尾茶屋
	都城市関之尾町6843番 7
	北前キャンプ場
	都城市関之尾町6836番
	ちびっこ広場
	都城市関之尾町6661番 1
(略)	

別表第 2 (第 8 条関係)

(1) 市民広場、山田第 2 運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

(略)

備考

1・2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む (第 5 号、第 6 号及び第 8 号において同じ。)。

(2)～(6) (略)

(7) 青井岳キャンプ場

(略)

備考 1泊は原則として午後3時から翌日午前9時まで、休憩は原則として午前10時から午後2時30分までとする。

備考 宿泊は原則として利用初日の午後3時から利用最終日の午前9時まで、休憩は原則として午前10時から午後2時30分までとする。

#### (8) 関之尾公園

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	備考
緑の村 コテージ	1棟 4人まで	38,190円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、	(1) 未就学児は人数に含まれない。 (2) 5人目以下は、1人増える毎に3,000円を基礎額に加算する。

				<u>これを切り捨てる。</u>	
トレー	1 泊	1 棟	20,000円	同上	(1) 定員は、原則として 2 人までとする。 ただし、小学生以下の者に限り、2 人まで定員を超えて利用することができる。
ラー・ハ		2 人ま			(2) 前号の人数には、未就学児は含まない。
ウス		で			(3) 第 1 号の場合に

おいて、  
定員を  
超えて  
利用す  
る者（  
以下「  
超過利  
用者」  
とい  
う。）  
がいる  
ときは、  
当該超  
過利用  
者1人  
につき  
3,000円  
を基礎  
額に加  
算する。

レンタ	1台	4時間	2,280円	同上
サイク		1口	3,550円	同上
ル（電				
動マウ		超過料	640円	同上
ンテン		金（1時		
バイク）		間當た		
		り）		
プール	1人	未就学	50円	同上
		児		

			小・中学 生	95円	同上	
			高 校 生	190円	同上	
			・一般			
北前キ ャンプ 場	キャン プサイ ト (区 画サイ ト、フ リーサ イト)	1 泊	1 区画 テント 1 張、 タープ 1 張、 車 1 台、 6 人ま で	6,820円	同上	(1) 未 就学児 は人数 に含ま ない。 (2) 7 人目以 降は、 1 人増 える毎 に 1,000 円を基 礎額に 加算す る。 (3) テ ント 1 張、タ ープ 1 張、車 1 台が 増える 毎に、 それぞ れ 1,000

円を基  
礎額に  
加算す  
る。

デイ	1 区画	3,410円	同上	(1) 未 就学児 は人数 に含ま ない。
キヤント				(2) 7 人目以 降は、 1人増 える毎 に500円 を基礎 額に加 算する。
シブ	1 張、タ ープ 1 張、車 1 台、6 人 まで			(3) テ ント 1 張、タ ープ 1 張、車 1 台が 増える 毎に、 それぞ れ500円 を基礎

							額に加算する。
--	--	--	--	--	--	--	---------

備考 宿泊は原則として利用初日の午後1時から利用最終日の午前11時までとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の都城市都市公園以外の公園に関する条例別表第1中関之尾公園の指定管理者の指定に関する必要な手続その他の行為及び施行日以後の関之尾公園に係る利用許可等の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

**議案第 87 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：商工観光部 みやこんじょ PR 課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	関之尾公園リニューアル事業における公園整備に伴い、関之尾公園の名称等を追加し、同公園内有料施設等の利用時間及び使用料等を規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p><b>【主な改正点】</b></p> <p>①第 8 条第 1 項及び第 2 項の表中に「関之尾公園」を追加し、併せて利用時間等を規定する。</p> <p>②別表第 1 (第 2 条関係) に「関之尾公園」を追加し、併せて位置を規定する。</p> <p>③別表第 2 (第 8 条関係) に「関之尾公園」を追加し、併せて有料施設 (コテージ、トレーラーハウス、レンタサイクル、プール及びキャンプサイト) の使用料等を規定する。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

都使審第6号  
令和5年7月26日

都城市長 池田 宣永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和5年6月28日付け都財第174号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長	西川	英男
委員	蓑原	行満
	上原	誠史
	福留	浪子
	横山	幸子
長友	佳奈美	

[別表 1 ]

○都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正について  
(使用料等)

第 20 条 第 9 条から第 11 条までの規定による許可を受けた者は、別表第 2 及び別表第 3 に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、許可の際徴収しがたいもの又は別に定めのあるものは、この限りでない。

別表第 2

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	備考
緑の村	コテージ	1 泊	1 棟 4 人まで	38,190 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。  (1) 未就学児は人数に含まない。 (2) 5 人目以降は、1 人増える毎に 3,000 円を基礎額に加算する。
トレー ラー ハウス		1 泊	1 棟 2 人まで	20,000 円	同上  (1) 定員は、原則として 2 人までとする。ただし、小学生以下の者に限り、2 人まで定員を超えて利用することができる。 (2) 前号の人数には、未就学児は含まれない。 (3) 第 1 号の場合において、定員を超えて利用する者(以下、「超過利用者」という。)がいるときは、当該超過利用者 1 人につき 3,000 円を基礎額に加算する。

レンタサイ クル(電動マ ウンテンバ イク)	1台	4時間	2,280円	同上	
		1日	3,550円		
		超過料金 (1時間 当たり)	640円		
プール	1人	未就学児	50円	同上	
		小・中学生	95円	同上	
		高校生・ 一般	190円	同上	
北前キャンプサ ンプイト(区画サ イト、フリー サイト)	1泊	1区画 テント1 張、ターピ 1張、 車1台、 6人まで	6,820円	同上	(1)未就学児は人数 に含まない。(2)7 人目以降は、1人増え る毎に1,000円を基 礎額に加算する。(3) テント1張、タープ1 張、車1台が増える毎 に、それぞれ1,000 円を基礎額に加算す る。
		デイキャンプ 1区画 テント1 張、ターピ 1張、 車1台、 6人まで	3,410円	同上	

議案第88号

都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(課税免除) <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の<u>同意の日から令和5年3月31日まで</u>に、前条に規定する事業者が新設し、又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税免除をすることができる。</p>	(課税免除) <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の<u>終了の日又は法第5条第1項の規定により変更のあった基本計画の終了の日のいずれか遅い日</u>までに、前条に規定する事業者が新設し、又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税免除をすることができる。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第88号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地課】

条例名	都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成30年3月
制定改廃の目的・背景	宮崎県及び県内26市町村で構成する協議会において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条第1項の規定に基づく同意基本計画の変更協議書（計画期間の延長含む）を国に提出し、令和5年3月24日付で同意を得られたことから、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>基本計画の計画期間が令和5年3月31日までから令和6年3月31日までに延長されたことに伴い、第2条に掲げる固定資産税課税免除の対象となる施設等の期限について以下のように改正を行う。</p> <p><b>改正内容</b></p> <p>(現 行) 法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から令和5年3月31日まで</p> <p>(改正後) 法第4条第6項に規定する基本計画の終了の日又は法第5条第1項の規定により変更のあった基本計画の終了の日のいずれか遅い日まで</p> <p>なお、改正に当たっては、今後想定される現行基本計画の計画期間延長及び次期基本計画の策定に対応可能な規定としている。</p> <p>※国から新基本方針が示された際に、基本計画の計画期間延長又は次期基本計画策定のいずれかを協議会で決定する予定。</p>		
関係する法令及びその条項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第96号

令和4年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第97号

令和4年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第98号

令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第99号

令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宜永



議案第100号

令和4年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第101号

令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第102号

令和4年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第103号

令和4年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第104号

令和4年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和4年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第105号

令和4年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和4年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第106号

令和4年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和4年度都城市御池簡易水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、  
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第107号

令和4年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和4年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、  
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第108号

令和4年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和4年度都城市農業集落排水事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、  
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宣永



議案第109号

議決事項の変更について

令和4年12月16日に議決された議案第173号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1,061,313,000円



議案第109号関係資料

議案第173号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事                     |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 881, 598, 324円   |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市山田町山田2112番地3<br>丸昭建設 株式会社 |

社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事

1 工事概要 補助（3種）競技場 S造 2階

（建築面積 1330.65 m<sup>2</sup> 延べ面積 1570.46 m<sup>2</sup>）

器具庫棟 S造 平屋

（建築面積 179.96 m<sup>2</sup> 延べ面積 147.93 m<sup>2</sup>）

一部外構工事（舗装、雨水排水、門扉等）

2 予定価格 958,760,000円（消費税及び地方消費税込み）

871,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 881,598,324円（消費税及び地方消費税込み）

801,453,022円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 91.95%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
持永・高野・匠 特定建設工事共同企業体 (45:30:25)	869,000,000	
丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	801,453,022	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第11号

## 専 決 处 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和5年6月29日専決

都城市長 池田 宜永

議決年月日	令和4年12月16日（令和4年議案第173号）		
工事件名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事		
相手方	丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体		
変更事項	契約金額	議決のあった契約金額	881,598,324円
		今回変更後の契約金額	888,496,400円
		議決金額からの増減額	6,898,076円 増額 (増減率0.78%増)
変更理由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>地盤改良工事及び杭工事の着工前ボーリング調査において支持地盤を確認するため、ボーリング調査箇所を追加した。</li><li>着工前ボーリング調査の結果に基づき、地盤改良工事及び杭工事の変更を実施した。</li><li>施設所管課の要望により、会議室を備蓄倉庫へ変更した。</li></ul>		

（文書取扱 総務部契約課）

## 1 変更理由

工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に基づく請負代金額の変更を行うもの。

## 2 変更内訳

工種	変更内容	追加費用額（円）
—	インフレスライド	157,106,000
合計（税抜）		157,106,000
消費税及び地方消費税額		15,710,600
追加費用総計		172,816,600

スライド額の算定（増額スライドの場合）

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S=スライド額

P1=変動前残工事請負代金額

P2=変動後残工事請負代金額

## 3 変更後の契約金額

現在の契約金額 888,496,400円

追加費用額 172,816,600円

変更後の契約金額 1,061,313,000円

議案第110号

令和4年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金258,213,309円のうち84,959,277円を組入資本金に加え、173,254,032円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田宜永



議案第111号

### 議決事項の変更について

令和5年3月22日に議決された議案第55号「都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

記

指定する郵便局で取り扱う事務を次のように改める。

#### 2 指定する郵便局で取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (3) 法第2条第8号に規定する電磁的記録媒体の交付の申請の受付及び当該申請に係る電磁的記録媒体の引渡し、電磁的記録媒体の記録事項に変更があった

ときの届出の受付、当該届出に係る電磁的記録媒体の受付及び記録事項の変更その他当該電磁的記録媒体の適切な利用を確保するために必要な措置を講じたうえでの引渡し、電磁的記録媒体を紛失したときの届出の受付並びに電磁的記録媒体の有効期限が満了した場合その他政令で定めるところにより当該電磁的記録媒体を返納するときの受付に関する事務

- (4) 法第2条第9号に規定する電磁的記録媒体の交付に当たり電子情報処理組織（都城市の使用に係る電子計算機とイオンモール都城駅前内郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び電磁的記録媒体の交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

議案第55号

都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり都城市的特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田宣永

1 指定する郵便局

イオンモール都城駅前内郵便局（都城市栄町4672番地5）

2 指定する郵便局で取り扱う事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該指定期間の満了の3か月前までに、都城市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の

取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

## 変更理由

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が改正され、地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として、次の事務が追加された。

- ア マイナンバーカードの交付申請の受付及び引渡し
- イ マイナンバーカードの更新
- ウ マイナンバーカードの券面記載事項変更
- エ マイナンバーカード紛失届の受付
- オ マイナンバーカードの返納

これまで本市においては、イオンモール都城駅前内郵便局を指定して、電子証明書の更新事務等を委託しているが、今回の法改正に伴い上記アからオまでの事務についても委託するものである。

(2) マイナンバーカードの交付申請等の事務について、本市と郵便局との間でインターネット回線を利用したビデオ会議システムを使用して、本人確認処理を行うものである。